

## 第 10 章 交通輸送関係

### 第 1 節 輸送計画

#### 1 計画の概要

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「1 計画の概要」に同じ。

#### 2 輸送計画フロー

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「2 輸送計画フロー」に同じ。

※震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

#### 3 優先すべき輸送需要

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「3 優先すべき輸送需要」に同じ。

#### 4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集と提供

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集と提供」に同じ。

#### 5 緊急交通網及び輸送手段の確保・決定

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「5 緊急交通網及び輸送手段の確保・決定」に同じ。

#### 6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施」に同じ。

#### 7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」に同じ。

#### 8 集積配分拠点の確保

震災対策編 第 3 編第 10 章第 1 節「8 集積配分拠点」に同じ。

### 第 2 節 道路交通計画

#### 1 計画の概要

震災対策編 第 3 編第 10 章第 2 節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

#### 2 道路交通計画フロー

震災対策編 第 3 編第 10 章第 2 節「2 道路交通計画フロー」に同じ。

### 3 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編 第3編第10章第2節「3 発災直後の被災地の交通路確保」に同じ。

### 4 情報の収集・伝達

震災対策編 第3編第10章第2節「4 情報の収集・伝達」に同じ。

### 5 道路法に基づく緊急措置

震災対策編 第3編第10章第2節「5 道路法に基づく緊急措置」に同じ。

### 6 緊急輸送道路の啓開

震災対策編 第3編第10章第2節「6 緊急輸送道路の啓開」に同じ。

### 7 緊急通行車両確認証明書の交付申請

町は、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請を行う。

なお、確認申請に際し優先的に手続きを行うことができるよう、事前届出済証等を入手しておく。

### 8 道路施設の応急復旧

震災対策編 第3編第10章第2節「8 道路施設の応急普及」に同じ。

## 第3節 空港施設災害応急対策計画

### 1 計画の概要

震災対策編 第3編第10章第3節「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

### 2 空港施設災害対策計画フロー

震災対策編 第3編第10章第3節「2 空港施設災害対策フロー」を準用する。

※ 震災対策編のフロー中「地震発生」を「災害発生」に読み替える。

### 3 被害情報の収集・伝達

震災対策編 第3編第10章第3節「3 被害情報の収集・伝達」に同じ。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

### 4 消火救難活動の実施

震災対策編 第3編第10章第3節「4 消火救難活動の実施」に同じ。

※ 震災対策編の「地震により」を除く。

### 5 復旧作業の実施及び住民等への広報

震災対策編 第3編第10章第3節「5 復旧作業の実施及び住民等への広報」に同じ。